

Fund Report

PIMCO ニューワールド円インカムファンド
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド

<追加型投信/海外/債券>

臨時
レポート

～アルゼンチン債務問題について～

平素は「PIMCO ニューワールド円インカムファンド」「PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、アルゼンチンの債務再編に関して、アルゼンチン政府は同国国債の債務再編を拒否している投資家（ホールドアウト債権者）との交渉を続けていましたが、債務再編された債券に対する利払いの猶予期限である2014年7月30日を迎えても合意に至りませんでした。

本レポートでは、アルゼンチンの債務問題を取り巻く足下の状況、および当ファンドにおけるアルゼンチン国債の保有状況と今後の投資方針について、ご案内申し上げます。

アルゼンチンの債務問題をめぐるこれまでの経緯

アルゼンチンは2002年1月、外貨建て債券に対してデフォルトを宣言しました。その後、債権者との長い交渉を経て約92%の債権者と債務再編に合意、同債権者との間で2005年と2010年に債務削減と債務交換を実行してきました。しかし、残りの約8%の債権者は債務再編に応じず、全額の返済を求めて裁判が継続してきました。

このような中、アルゼンチン政府は債務再編に応じた債権者に対してのみ利払いを継続してきました。これに対し、債務再編に応じなかった一部の債権者が米国連邦地裁に提訴、米国連邦地裁による「比例的支払い」を命じる判決に対しアルゼンチン政府も控訴・上告を行ってきました。しかし、2014年6月16日に米国最高裁判所が最終的にアルゼンチン政府による上告を棄却、債務再編に応じなかった債権者への13億3,000万米ドルの支払いを命じるこれまでの判決を支持しました。これにより、アルゼンチン政府は6月中に債務交換を受け入れた債権者に対する利払い2億2,500万米ドルと債務交換に応じなかった債権者に対する13億3,000万米ドルの支払いを行う必要にせまられました。債務再編された債券に対する6月末の利払いは7月30日まで猶予期限が設けられました。

このような状況の中、アルゼンチン政府は同国債の債務再編を拒否している投資家（ホールドアウト債権者）との交渉を続けていましたが、猶予期限の2014年7月30日を迎えても合意には至らず、債務再編後の債券保有者に対する利払いが行われませんでした。これを受けて米スタンダード・アンド・プアーズ社は7月30日、アルゼンチン国債の外貨建て長期格付けを「選択的デフォルト(SD)」に引き下げました。

なお、新興国債市場に占めるアルゼンチン国債の比率が小さいこと、今回のデフォルトが市場で織り込まれていたこと等を背景に、新興国市場全体への影響は限定的なものにとどまっています。

アルゼンチン国債への投資方針

当ファンドにおいては、2014年6月16日の米国最高裁判所の決定以降、交渉の進捗状況を注視してまいりましたが、利払い猶予期限までにアルゼンチン政府とホールドアウト債権者との間で合意に至る可能性は低く選択的デフォルトとなることをメインシナリオとして想定し、アルゼンチン国債の組入比率を市場対比で低位に留めていました（新興国債券市場全体の動きを示す代表的なインデックスであるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドにおけるアルゼンチンの構成比率1.95%に対して、実質的な投資を行っている外国投資信託における比率0.44%、2014年7月25日現在）。なお、保有する米ドル建てアルゼンチン国債はアルゼンチン国内法に準拠した債券であることから、今般の米国最高裁判所による利払い禁止命令の対象外であり、利払いは継続しております。

現時点で、アルゼンチン国債の組入比率を市場対比で低位に留めるという投資方針に変更はありませんが、引き続きアルゼンチン政府とホールドアウト債権者との間の交渉の進展を注視してまいります。

【当資料で使用した指数について】

■JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド

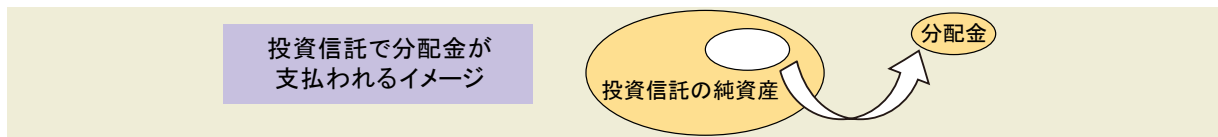
JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国の組入比率に調整を加えた指数です。組入比率の調整を行わない指数としてJPモルガンEMBIグローバルがあります。JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドは、J. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

■上記は過去の実績・状況です。■本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

※後記の「当資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

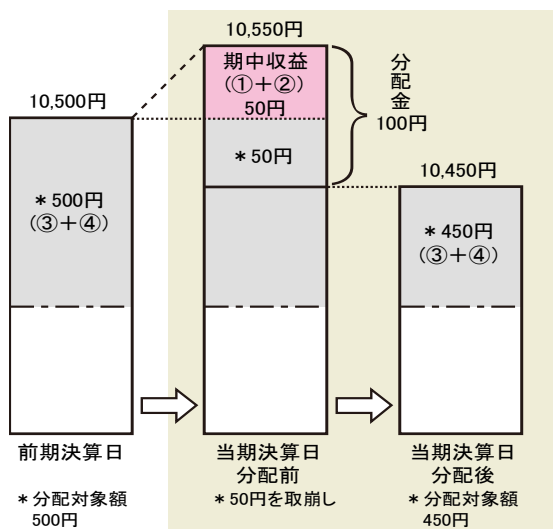


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

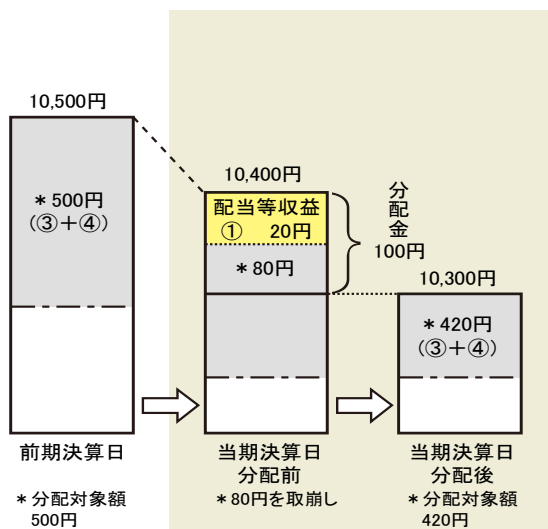
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



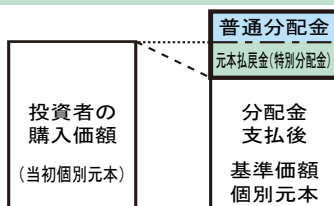
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

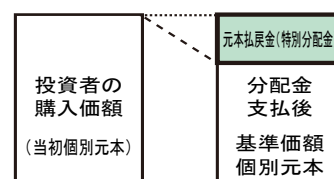
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

PIMCO ニューワールド円インカムファンド／PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

■ファンドの特色

- ・主として円建外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド(エン・ヘッジド)インカム ファンド／ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドへの投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券(新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券))に実質的な投資を行います。また、エマージング債券と同様の投資効果を持つ派生商品を活用する場合があります。証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。(ファンド・オブ・ファンズ方式)
 - ・JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)／JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。
 - ・投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
 - ・投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。
 - ・円インカムファンドの実質的な組入外貨建資産については、原則として、投資する外国投資信託において為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。米ドルインカムファンドの実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
 - ・円インカムファンド／米ドルインカムファンド(毎月分配型)は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に、円インカムファンド／米ドルインカムファンド(年2回分配型)は年2回の決算時(5・11月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ・為替対応方針、収益分配方針(決算期)の異なる「PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月分配型)／(年2回分配型)」と「PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(毎月分配型)／(年2回分配型)」があります。
 - ・各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。なお、販売会社によっては、全部または一部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- <主な投資制限>
- ・投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
 - ・外貨建資産への直接投資は行いません。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。(次ページに続きます。)

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

「PIMCO ニューワールド円インカムファンド」

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

「PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド」

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

《ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。》

委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ投信株式会社
受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社(購入・換金の取扱い等)	後記の各照会先でご確認いただけます。

設定・運用	三菱UFJ投信株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第404号
加入協会	一般社団法人投資信託協会
	一般社団法人日本投資顧問業協会

PIMCO ニューワールド円インカムファンド／PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド
投資リスク
カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

手続・手数料等
■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日は、購入・換金のお申込みができません。2014年の該当日は1月20日、2月17日、4月18日、5月26日、7月4日、9月1日、11月11日、11月27日、12月25日です。なお、休業日および取引停止日は変更される場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	円インカムファンド（毎月分配型）／米ドルインカムファンド（毎月分配型） 2020年11月20日まで（2011年2月16日設定） 円インカムファンド（年2回分配型）／米ドルインカムファンド（年2回分配型） 2020年11月20日まで（2013年2月20日設定）
繰上償還	各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。なお、投資対象とする外国投資信託が償還する場合には繰上償還となります。
決算日	円インカムファンド（毎月分配型）／米ドルインカムファンド（毎月分配型） 毎月20日（休業日の場合は翌営業日） 円インカムファンド（年2回分配型）／米ドルインカムファンド（年2回分配型） 毎年5・11月の各20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	円インカムファンド（毎月分配型）／米ドルインカムファンド（毎月分配型）：毎月の決算時に分配を行います。 円インカムファンド（年2回分配型）／米ドルインカムファンド（年2回分配型）：年2回の決算時に分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

PIMCO ニューワールド円インカムファンド／PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド
手続・手数料等
■ファンドの費用・税金
・ファンドの費用
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】
お客さまが直接的に負担する費用
購入時

購入時手数料	購入価額 × 3.24% (税抜 3%) (上限) / 販売会社にご確認ください。
--------	--

換金時

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用
保有期間中

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年1.6632% (税抜 年1.54%) ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用(信託報酬)はかかりませんので、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記と同じです。
---------------	--

その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
------------	--

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます)は、その都度信託財産から支払われます。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限り)には消費税等相当額が含まれます。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

・購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体的な金額例は以下の通りです。下記はあくまでも例示であり、手数料率は販売会社ごとに異なります。また、販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

【金額を指定して購入する場合】

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

【口数を指定して購入する場合】

～手数料率3.24%(税込)の例～
例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料 = (10,000円 ÷ 1万口) × 100万口 × 3.24% = 32,400円となり、合計1,032,400円をお支払いいただくこととなります。

・税金

個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当資料のご利用にあたっての注意事項等

■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。／販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金に加入しておりません。／投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。／投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡りする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料は、アルゼンチンの債務問題および当ファンドのアルゼンチン国債への投資方針等についてお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料です。／当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。／当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。／当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

■市況動向および資金動向等により、ファンドの基本方針通りの運用が行えない場合があります。

《ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。》

お客さま専用
フリーダイヤル  **0120-151034**
受付時間/9:00～17:00 (土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

<オフィシャルサイト> <http://www.am.mufg.jp/>
<モバイルサイト> <http://k.m-muam.jp/a/1/3>
基準価額・分配金をメール配信(*メール配信対象外ファンドもあります。)



